

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

ソフトテニス用具・用品およびテニスコート施設に関する公認規程

(目 的)

- 第 1 条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)は、次の用具・用品およびコート施設に関し適正かつ品質の優良なものおよび事業者について「公認」を行う(以下、本連盟が公認した事業者を「公認事業者」という。)
- 2 本規程は、「公認」に関し必要な事項、手続および本連盟と公認事業者との間の権利義務関係を定める。

(公認区分)

- 第 2 条 公認区分は、次のとおりとする。

(1)用具・用品

- ①用具は、ラケット、ボール、ネット、ストリング
- ②用品は、ユニフォーム、シューズ

(2)テニスコート施設製造事業者および同施工事業者

- ①テニスコート施設施工事業者
- ②砂入り人工芝テニスコート製造事業者および施工事業者
- ③人工クレイテニスコート製造事業者および施工事業者

(公認基準)

- 第 3 条 公認基準

公認基準は、次のとおりとする。

(1)用具・用品

下記の①ないし②の要件を満たさなければならない。

- ①ソフトテニスの用具・用品として適正かつ品質が優秀であり、安全なもの。
- ②「競技規則」、「ソフトテニスハンドブック」等に定めがある場合は、その規格に適合していること。

(2)テニスコート施設製造事業者および施工事業者

下記の①ないし④の要件を満たさなければならない。

- ①事業者が製造施工するテニスコートが、下記のアないしエ記載の要件を満たすものでなければならない。
 - ア. ボールのバウンド等プレーの適正にすぐれている。
 - イ. プレーヤーへの身体的負担が少ない。
 - ウ. 排水性に優れている。
 - エ. 耐久性に優れている。

など、総合的にソフトテニスのプレーに適合すること。

②テニスコートの施設の造成に関し、経験と実績があり、信頼のおける事業者でなければならない。

③砂入り人工芝テニスコート製造事業者(個別製品を公認するものとする。)の場合
砂入り人工芝テニスコートの製造に関し、経験と実績が豊富であり、信頼のおける事業者でなければならない。

なお、公認申請を行う事業者が、その主たる事務所を日本国以外に置く事業者である場合は、日本国内に主たる事務所を置く事業者を代理店とし、かつ、公認申請を行う事業者が施設する工事に関する一切の債務につき、当該代理店をして連帯保証させなければならない。

④人工クレイコート製造事業者(個別製品を公認するものとする。)の場合
人工クレイコートの製造に関し、経験と実績が豊富であり、信頼のおける事業者でなければならない。

なお、公認申請を行う事業者が、その主たる事務所を日本国以外に置く事業者である場合は、日本国内に主たる事務所を置く事業者を代理店とし、かつ、公認申請を行う事業者が施設する工事に関する一切の債務につき、当該代理店をして連帯保証させなければならない。

(公認申請)

第 4 条 次の項目に該当する場合は、事業者は公認申請の手続をしなければならない。

- (1) 事業者が新規に公認事業者として登録することを希望する場合。
- (2) 公認の用具・用品およびテニスコート施設製造事業者および施工事業者に変更があり(用具・用品に係る製造事業者や卸売事業者、小売事業者に変更があった場合を含む。)、再度の公認申請が必要と本連盟が認めた場合。
- (3) 公認事業者が、新たに公認品目を追加する場合。
- (4) 既に公認品目となっているラケットについて、新製品を公認追加する場合(ただし同一ブランドでの色・柄・デザインの変更は不要とする。))。
- (5) その他公認制度の趣旨に照らし、本連盟が公認事業者の再度の公認申請を特に必要とする場合。

(申請および提出書類)

第 5 条 公認申請の方法と提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 公認申請書を提出する。
 - ①用具・用品は別紙「様式1」を提出する。
 - ②施設造成は別紙「様式2」を提出する。
- (2) 会社経歴書を提出する(新規公認の場合)。
- (3) 商品見本および申請する事業者の検査結果の資料を提出する。
その提出数量については本連盟が指定する。
- (4) 納入実績表を提出する(テニスコート施設業者のみ)。
- (5) 用具・用品の場合で、かつ、申請する事業者が当該用具・用品の製造事業者でないまたは小売事業者でない場合には、当該製造事業者または小売事業者との間の契約(用

具・用品・テニスコート施設の製造・施工・販売を第三者に委託する場合の製造委託契約、施工委託契約、販売委託契約およびライセンス契約などを含むがこれらに限られない。）。

(6)その他本連盟が求める商品に関する情報を提出する。

(公認の審査および決定)

第 6 条 公認申請の審査・決定については、次の方法による。

(1)公認申請の審査は年2回、一括して実施する。その時期は概ね次のとおりとする。

①第1期審査 毎年10月頃(4月～9月までの申請分)

結果の通知は、12月末までとする。

②第2期審査 毎年3月頃(10月～3月までの申請分)

結果の通知は、6月末までとする。

(2)審査項目は連盟の用具・用品・施設部会において審査し、合否・保留のいずれかを決めて、理事会の審議にかけるものとする。

なお、理事会日程と合わないラケットの追加公認申請については、用具・用品・施設部会長、競技委員長、専務理事で基準内製品かどうか審査し、問題がない場合は暫定承認として概ね1か月以内に事業者へ通知する。この場合の正式な承認行為は、直近の理事会で行う。

(3)審査結果の通知は、理事会の決定事項に従って当該事業者に対し、会長名義で審査決定通知書および公認証を発行する。

(公認後の効果)

第 7 条 公認の用具・用品およびテニスコート施設について、次のとおり取り扱う。

(1)公認事業者は公認用具・用品に対して「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の表示を使用することが出来る。

(2)公認を受けたテニスコート施設施工事業者は「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の表示を使用することが出来る。

(3)公認を受けた砂入り人工芝テニスコート製造および施工業者は製品に対し「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の表示を使用することが出来る。

(4)公認を受けた人工クレイテニスコート製造および施工事業者は製品に対し「公益財団法人日本ソフトテニス連盟公認」の表示を使用することが出来る。

(5)本連盟は本連盟のウェブサイトまたはソフトテニスハンドブックに公認事業者名を公示する。本連盟は、その時点での正確な公認事業者名を公示するように努める。

(6)本連盟は前項の他、次の方法により公認事業者の用具・用品およびテニスコート施設の使用を指導、推奨するよう努める。

①用具・用品

・ラケット

本連盟および本連盟の加盟団体の主催大会における使用を指導、推奨する。

・ボール

本連盟および本連盟の加盟団体の主催大会の使用球は、大会実施要項で公認のボールを指定する。

・ネット

本連盟および本連盟の加盟団体の主催大会における使用を指導、推奨する。

・ユニフォーム・シューズ

別に定める「ユニフォーム等の着用基準」に基づき、本連盟および本連盟の加盟団体の主催大会における着用を指導、推奨する。

・ストリング

本連盟および本連盟の加盟団体の主催大会における使用を指導、推奨する。

②テニスコート施設

関係団体などから紹介・問い合わせがあったときは、公認を受けたテニスコート施設施工事業者を推奨する。

(公認料・検定料等)

第 8 条 用具・用品・テニスコート施設の公認料、年間維持会費、検定料について次のとおりとする。

(1) 公認料

用具・用品の新規公認にあたって事業者は、本連盟が別途指定する期限までに、次の公認料を本連盟に支払うものとする。

①ラケット	5,000,000円
②ボール	5,000,000円
③ユニフォーム	5,000,000円
④シューズ	5,000,000円
⑤ネット	1,000,000円
⑥ストリング	1,000,000円
⑦テニスコート施設施工事業者	10,000,000円
⑧砂入り人工芝テニスコート製造および施工事業者	10,000,000円
⑨人工クレイテニスコート製造および施工事業者	10,000,000円

(2) 年間維持会費

用具・用品およびテニスコート施設の公認事業者は、毎年次の維持会費を本連盟が別途指定する期限までに、本連盟に支払うものとする。

①ラケット	100,000円
②ボール	2,070,000円
③ユニフォーム	1,160,000円
④シューズ	480,000円
⑤ネット	100,000円
⑥ストリング	660,000円
⑦テニスコート施設施工事業者	500,000円
⑧砂入り人工芝テニスコート製造および施工事業者	500,000円
⑨人工クレイテニスコート製造および施工事業者	500,000円

(3) 検定料

公認ラケットおよび公認ネットについて公認事業者は、本連盟から証紙(証布)を購入し、個々の製品に貼紙(貼布)しなければならない。

①ラケット証紙	1枚	60円
---------	----	-----

(確 約)

第 9 条 公認申請をする事業者および公認事業者は、公認を得た製品および公認後の新製品に関し将来にわたって第3条の公認基準を遵守すること、ならびにその他一切の本公認規程の条項を遵守することを確約する。

(公認の期間・取消し)

- 第 10条 1 本規程による「公認」の効果は、無期限とする。ただし、公認を受けた事業者は、公認中、公認を受けている用具・用品・テニスコート施設等が第3条の公認基準を充足していることを確認する義務を負う。
- 2 公認事業者に下記の事由が生じたときは、本連盟は公認した用具・用品・施設の全部または一部の公認を取り消すことが出来る。この場合、本連盟は公認事業者に対し、公認事業者が既に支払った公認料、年間維持費、検定料を返還する義務を負わない。
- (1) 公認した用具・用品・施設の品質が低下したときなど公認基準を満たしていないと本連盟が認めたとき。
 - (2) 第5条に基づく申請時の資料の提出において、公認事業者の提出書類の内容に虚偽があり、公認の取消しをすることが相当と本連盟が認めたとき。
 - (3) 公認事業者が、年間維持会費の支払いを3か月以上遅滞したとき。
 - (4) 本連盟の競技規則が変更され、公認した用具・用品・施設が競技規則に適合しないと本連盟が認めたとき。ただし、本号による公認の取消しは、公認を取り消された事業者が1か年以内に変更後の競技規則に適合する用具・用品・施設に係る申請をし、第3条の公認基準を満たすと本連盟が認めたときは、本連盟は第8条記載の公認料を当該事業者に請求せずに公認する。
- 3 公認事業者は、公認の撤回を希望する場合、公認を撤回する日(以下「撤回日」という。)から3か月前までに本連盟に対して、書面または電磁的記録により通知しなければならない。この場合、本連盟は公認事業者に対し、公認事業者が既に支払った公認料、年間維持費、検定料を返還する義務を負わない。
- 4 前項の定めにより公認事業者が公認を撤回する場合に、撤回日が10月1日以降となったときは、公認事業者は翌年度分の年間維持会費を支払う義務を負う。

(規程違反)

- 第 11条 公認事業者は、本規程に違反した場合には、速やかに当該違反を是正しなければならない。
- 2 本連盟は、公認事業者が本規程に違反し、相当期間経過後も当該違反が是正されない場合には、当該公認事業者の公認を取り消すことが出来る。なお、公認事業者による本規程違反に対する本連盟の対応については、用具・用品・施設部会の提案に基づき、理事会で決定する。公認事業者は理事会の要請に協力する義務を負い、理事会の対応に従う義務を負う。

(規程の変更)

第 12条 本連盟は、本連盟が必要と認めた場合に本規程を変更出来るものとする。

(譲渡等の禁止)

第 13条 公認事業者は、本連盟の書面または電磁的記録による事前の承諾なく、公認事業者の地位または本規程に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をしてはならない。

(準拠法および裁判管轄)

第 14条 1 本規程の準拠法は日本法とする。

2 本規程に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
2. この規程は、連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
3. この規程は平成28年5月21日より実施する。
4. この規程は平成31年2月23日より実施する。
5. この規程は令和4年4月1日より実施する。
6. この規程は令和7年4月12日より実施する。